

新型コロナウイルス感染症関連無料相談
女性のための生活，仕事，子育て，なんでも相談会
相談データ集計及び分析結果

2021年(令和3年)7月

第二東京弁護士会

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象

1 本集計及び分析の趣旨

当会は、日本国内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「本感染症」という。）の感染拡大を受けて、2020年（令和2年）3月3日に災害対策本部¹を設置し、同月10日に「新型コロナウイルスの影響を受ける皆様の支援に関する会長声明²」を发出するとともに、本感染症に関連する悩みに広く対応するべく、現在に至るまで電話相談及びオンラインによる面談相談（いずれも無料）を実施し、また、災害時ADRを運用している。

しかし、現在、本感染症のまん延が長期化し、これに伴う経済活動の停滞により、女性、子ども及び外国人といった経済的な弱者が厳しい生活を強いられているところ、このような困窮している方々に関しては、弁護士に相談をすることに考えが至らない方が多いことや、特に女性は、相談ニーズが高いものの、家庭の状況等の制約のために相談を躊躇するなどの事情から弁護士へのアクセスが困難な方が多いことなどが指摘されている。したがって、そうした方々が相談をしやすい場所に弁護士が赴くとともに、相談困難者に対するサポートや生活相談を先進的に行っている民間団体と弁護士会が連携協力することが必要である。

当会は、今後、本感染症のまん延が更に長期化することも想定し、上記電話相談及びオンラインによる面談相談に加え、相談が必要な方々に“届く”相談活動も展開していくこととし、「女性による女性のための相談会実行委員会」の共催と東京都の後援を得て、対象者を女性に限定した「女性のための生活、仕事、子育て、なんでも相談会」（以下「本女性相談会」という。）を企画し、本年7月10日（土曜日）及び11日（日曜日）に実施した。

本書は、本女性相談会において寄せられた相談に係るデータを集約し、その集計並びにこれに基づく相談者及び相談内容の各傾向の分析（本書において「本集計及び分析」という。）を行った結果を報告するものである。

2 本集計及び分析の対象とした相談データ

- 対象期間 : 2021年7月10日及び同月11日の2日間
- 対象件数 : 111件

¹ 当会は、感染症のまん延を災害であると定義している。

○第二東京弁護士会災害対策に関する基本規則（平成29年2月14日規則第33号）

第2条 この規則において「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等その被災地域の市民の生命、身体若しくは財産に対して及ぼす程度においてこれらに類する事象により生じるもの又は日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（日弁連会規第53号。以下「日弁連規程」という。）第4条第1項の規定により日弁連災害対策本部が設置された場合の原因となった事象をいう。

² 当会「新型コロナウイルスの影響を受ける皆様の支援に関する会長声明」（2020年3月10日）（<https://niben.jp/news/opinion/2020/200310161014.html>）

第2 本分析の結果

1 相談者の傾向

(1) 地域別の相談件数

相談者の居住地域別の相談件数は、次表記載のとおりである。

ア 都道府県別の相談件数

東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
88件	4件	6件	7件

イ 東京都の区・市別の相談件数

江戸川区	9件
杉並区	8件
練馬区	8件
足立区	6件
台東区	5件
新宿区	4件
江東区	4件
北区	4件
葛飾区	4件
中央区	3件

墨田区	3件
世田谷区	3件
千代田区	2件
港区	2件
文京区	2件
目黒区	2件
大田区	2件
荒川区	2件
武蔵野市	2件

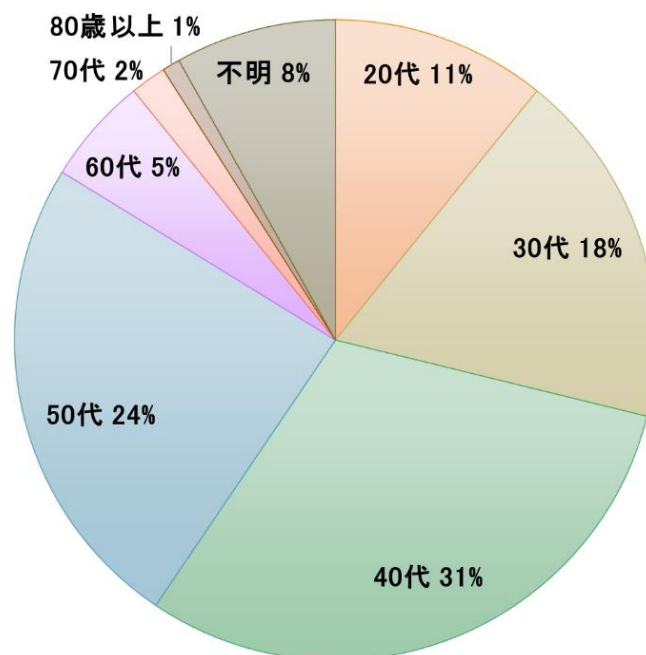
小金井市	2件
中野区	1件
豊島区	1件
板橋区	1件
八王子市	1件
三鷹市	1件
日野市	1件
国立市	1件
西東京市	1件

(2) 相談者の年代別の構成比 (n = 111)

相談者は全て女性である。

広報において、女性のための「生活、仕事、子育て、なんでも相談会」であるとして、相談分野を限定しなかったこともあり、幅広い年代層からの来場があった。50代以下の若年層、中堅層で8割以上を占める。

相談会の10日ほど前から、ほぼ毎日夕方から夜にかけて、共催団体のSNS 宣伝担当チームと当会の弁護士と一緒に、秋葉原、新宿、池袋、上野、五反田などのネットカフェ、24時間託児所、シェアハウス、コンビニなどを1軒1軒回ってチラシをポスティングするとともに、Twitter等のSNSを利用して、ポスティングの様子を日々新たに発信するなど、積極的な広報・周知に取り組んだことや、秋葉原に相談会場を設けたことも影響していると考えられる。今回は高齢者層の来場は少なめであったが、相談内容は他の年代と同様に切実なものであり、高齢者層へのアピールをも意識した広報を工夫することができれば、来場を見込むことができるものと思われる。

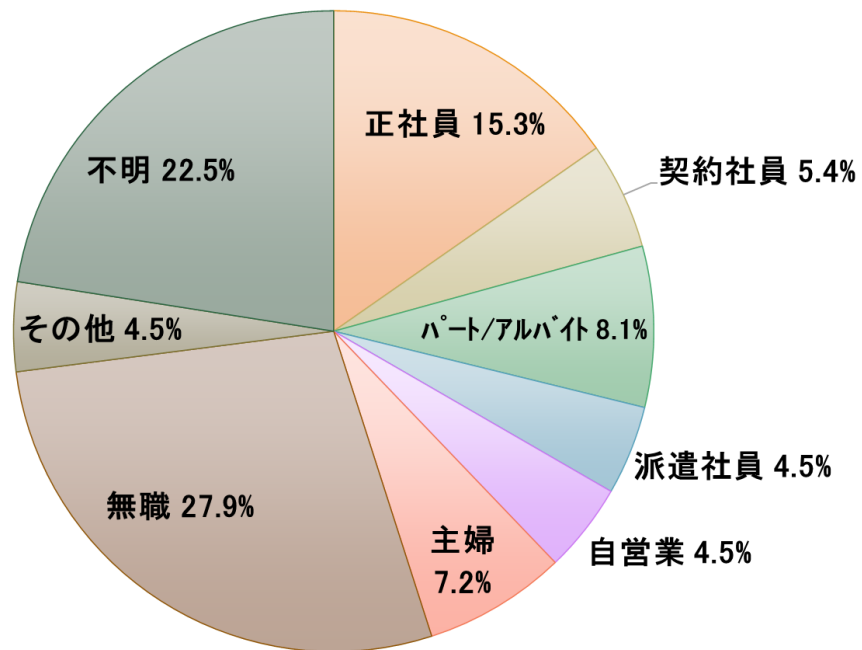


(3) 相談者の職業別の構成比 (n = 111)

無職の方が4分の1以上であった。本相談会では、相談者に寄り添い、また、気持ちをほぐしてもらう趣旨で、相談票に設けた聴取項目があっても、言いたくないことについて無理に回答を求めないよう心がけたため、職業不明の方が2割程度いたが、この中には無職の方が相当数含まれている可能性がある。

この「無職」には生活保護受給者も含まれるが、生活保護受給の有無にかかわらず、就労意欲があるのに、置かれた環境や身体的もしくは精神的ハンデから求職に苦勞する方が多かった印象である。

また、社員やパート、自営業等も、就労状況に悩みを抱えており、それは相談傾向にて労働問題等が多かったことからもうかがえる（後述2(1)及び(2)参照）。



2 相談内容の傾向

本集計及び分析においては、本女性相談会においてどのような内容の相談がどの程度の割合で寄せられているかを集計して分析するため、本女性相談会において寄せられた相談を複数の相談類型に分類し、分類した相談の数を相談類型ごとにカウントした上で、これらが全体に占める割合を算出した。

相談件数は相談者1名又は1組につき1件とカウントしているが、相談内容の分類においては1件の相談を複数（最大3つ）の相談類型に分類する場合がある。その場合には、各相談類型に分類した相談の数の合計は、相談件数を超過する。

(1) 全体の相談内容の傾向（n = 127）

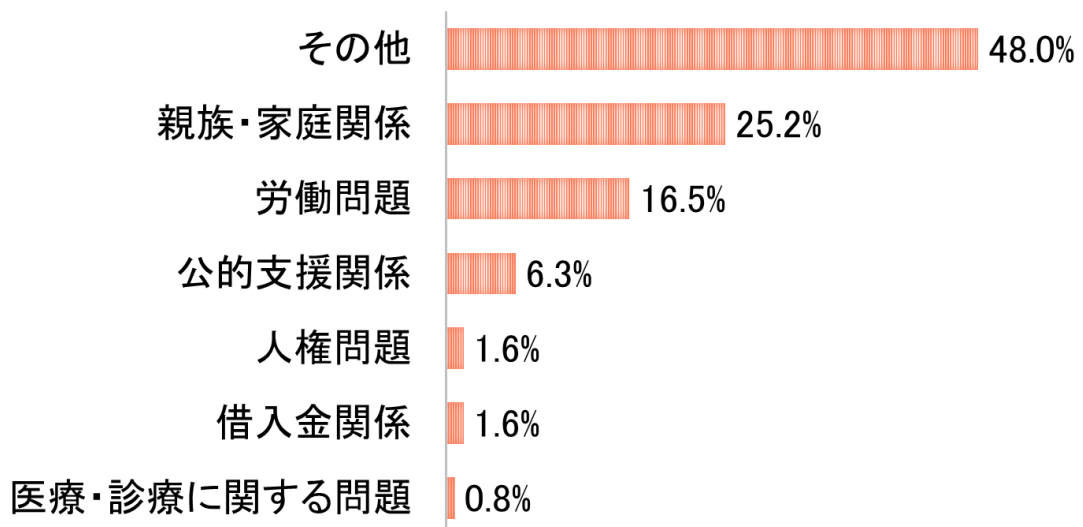
「親族・家庭関係」が4分の1を占め、「労働問題」も相当数（16.5%）存在した。生活の根幹に関わる部分に悩みを抱えていることが分かる。

また、「その他」が半数近くも存在するのは、様々な環境要因が複雑に生じているため、相談者自身が話を整理することが難しかったり、容易にカテゴライズすることができるような悩みではなかったりしたことを表す結果でもある。加えて、私たちが、事前に準備した相談票の相談類型の項目において、寄せられるであろう相談内容を十分に予想しきれなかったことも影響している。

私たちは、普段の職務において、人の行動や対人間のトラブルを法的に整理・分析し、法的な解決手段の有無やその内容をアドバイスする「法律」相談を行っているが、本相談会では、あえて「法律相談」であることを謳わずに、「生活、仕事、子育て、なんでも相談会」を行った。その意味では、特に弁護士会が主催する相談会としてはまれな試みであるともいえるが、通常であれば、例えば「事件化していない」、「紛争性に乏しい」などとして、必ずしも関与してこなかった一般市民（女性）の日常生活の悩みに、正面から直に接することができる貴重な経験となった。

なお、「公的支援関係」とは、主に生活保護申請を希望する案件（もしくは必要とする案件）である。子との不仲で家を出て行かねばならない、生活困窮者自立支援制度の対象から外れて現在知人宅で生活している、現在ネットカフェやホテル住まいをしている、現在定まった住居がない、過去に生活保護申請に関する福祉事務所の対応に傷ついた等の相談である。適宜、支援者や区議会議員、弁護士の支援により生活保護申請の同行や検討を行う対応とした。相談者がすでに生活保護受給中であるものの、仕事探しや引越し指導を受けているなど制度内容を問う案件もあった。

また、私たちが当初予想したよりも、「借入金関係」（債務整理）の相談は少なかったが、生活困窮に関する相談が多く、相談者の意識として、借入れや債務整理を問題とする以前に現在の生活苦の悩みの方が大きかったり（そのため相談内容には表れなかった）、生活困窮のため借入れを行うことすら困難な状況が生じていたりすることが理由であると推察される。



なお、前述したとおり、本相談会では、女性がどなたでも来場し、安心して何でも相談することができるよう、経験を有する民間団体である「女性による女性のための相談会実行委員会」と共催で実施した。同委員会のメンバーらと事前に10回以上にわたって意見交換や議論の機会を持ち、様々なアドバイスや提案を受けつつ、女性が相談しやすい環境整備に努めてきた。例えば、相談担当者や案内係を含めて相談会場にいる弁護士は全て女性会員のみとしたこと（男性会員は、別の建物内に控え室を設けてサポートする体制を取った）、相談会場は、カフェやギャラリーに利用される室内装飾のあるレンタルスペースを利用し、花を飾るなど穏やかな雰囲気作りを心がけたこと、弁護士以外の相談支援者として、上記実行委員会の専門性を持つメンバー（支援者）である臨床心理士・公認心理師、看護師、保育士、女性専門相談員、DV専門相談員などが参加したり、不動産業者の協力も得たこと、（コロナ感染対策の観点から食事の提供は断念したが）ペットボトル飲料を用意したこと、キッズスペースを設けたこと、米や野菜等の食料品・生活用品・生理用品・美容品などの無償提供を行ったこと、最寄りの秋葉原駅や浅草橋駅に案内スタッフを配置したこと（学生の協力）などである。

また、相談担当者は、事前に、相談接遇、生活保護を含めた公的支援制度、DV対応、性自認や性的志向に関する研修会等を行い、傾聴に徹するなど相談にあたっての心がけや知識を学んだ上で相談会に臨み、同実行委員会メンバーとの共同対応による相談を行った。相談会は、複数に渡る分野の相談ができるだけ一か所で済むような体制をとった。

このような努力や工夫もあってか、概ね相談者の満足が得られたことを私たちが実感しており、本集計の対象となった相談内容は、いずれも、相談者の抱える悩みが率直に現れたものであろうと評価している。

(2) 相談内容の概要

ア その他 (n = 76)

2(1)で述べたように、事前に用意した相談票の相談分類には収まりきらない(私たちの普段の職務においては必ずしも受ける機会が多くはない)相談が多数を占め、主にこれらを「その他」に分類している。その傾向をあえて細項目に分けたところ、「生活に関する相談」、「求職に関する相談」、「子育てに関する相談」、「住まいに関する相談」、「健康に関する相談」などであり、これらで6割以上という結果となった。複数の要因が絡む相談も多かったため、1件の相談につき複数項目のカウントを行っている案件もあり、現状の生活全般への悩みを抱えていた相談者も多い。

このうち、「生活に関する相談」には、夫のモラハラ、子との不仲、母からの虐待、父からの虐待、父に対する家族の介護疲れ、パートナーの健康不安、親の財産使い込み等に関する兄弟姉妹との確執、離婚後一人で子を育てているものの将来の学費等への不安があるなどという相談である。生活全般に渡って悩みを抱えている相談者や、一人暮らしでいることの不安を訴える相談者もいた。

「求職に関する相談」とは、就労を希望するのに転職もしくは再就職が叶わないという悩みであり、雇い止め後の再就職先を探している、現在の仕事激減のため転職先を探している、うつ病に罹患しており仕事を探せない、障がい者雇用の求職先を探すも見つからない、離婚協議中で別居一人暮らしのため正社員の仕事を探すもみつからない等の相談があった。後述でも補足するが、コロナ禍で長期勤めていたパートの仕事がなくなる、コロナ禍で失職する、コロナ禍で就労先店舗が閉店となる、コロナ禍で個人事業の再開が難しいなど、コロナ禍による就労環境の悪化を理由とするものも多かった。

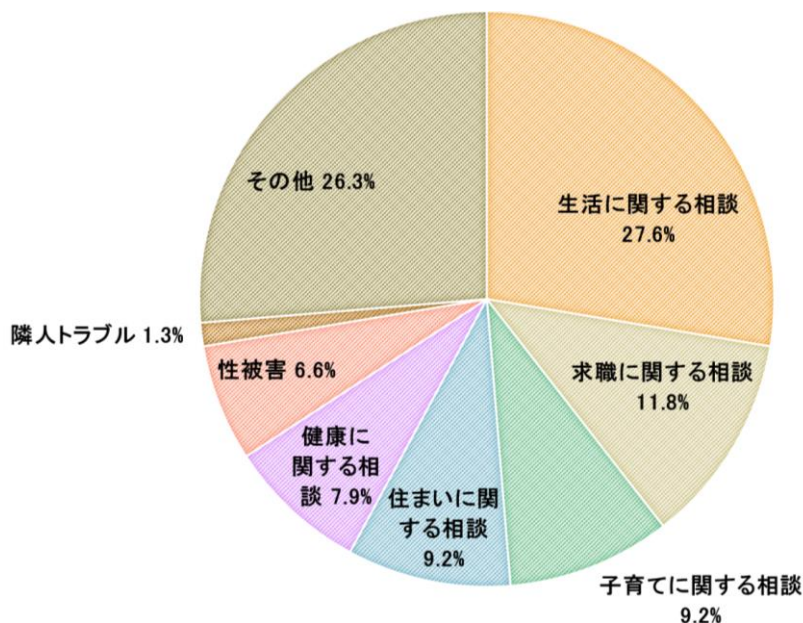
「子育てに関する相談」には、保育園との関係の問題、配偶者の非協力、子どもの引きこもり等の相談があった。

「住まいに関する相談」は、主に生活保護申請や生活保護受給に関する案件である。

「健康に関する相談」には、通院中であるも健康回復には至っていない案件や、メンタル面での支援を要すると思われる事例などがあった。過去に性暴力被害やDV被害を受けた方おり、最近加害者を見かけるようになったことに不安を抱く相談者もいた。また、今回の相談会では、他にも、必ずしも直接の相談内容というわけではないものの、身体及び精神に障害や疾患を

抱える相談者が相当数おり、このような方に対する相談、支援態勢のあり方について検討する必要性を感じた。

また、「性暴力被害」とは、家庭関係におけるDV被害（これは、「親族・家庭関係」の「DV」に分類している）以外の性暴力被害である。知人男性からの強姦性交や芸能事務所での裸体写真撮影被害などがあつた。



なお、今回の相談会では、「法律」相談以外の生活等相談が多く寄せられたとはいえ、離婚や労働問題（これは、それぞれ「親族・家庭関係」、「労働問題」に分類している）以外にも、法的紛争に関する相談も一定数存在し、これを上記「その他」（26.3%）に分類している。ネットトラブル（Twitterを通じたプライバシー侵害）、大家側の都合に基づく賃貸者契約の解約申入れ、交通事故被害、相続放棄、遺産分割における他の相続人との対立などである。以前、法テラスの代理援助を利用したが、援助金の償還未了のため新たに発生した問題を弁護士に相談、依頼することができないという悩みを持っている相談者もいた。

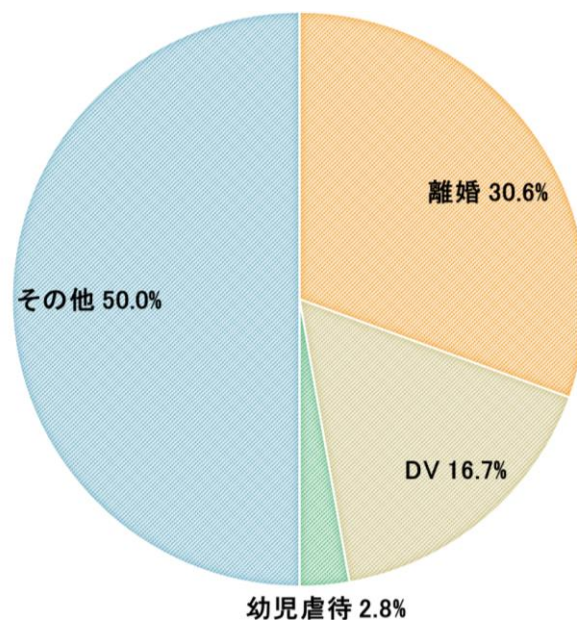
イ 親族・家庭関係（n = 36）

「親族・家庭関係」に関しては、離婚に関する相談が3割を占め、最も多かった。そして、離婚相談においては、別居すべきか等離婚前の悩みがある一方（例えば、コロナ禍を機に夫が在宅勤務になったことで、かえって夫婦関係が悪化したなど）で、離婚調停、離婚訴訟、監護権審判、養育費調停、養育費不払いに基づく強制執行など、すでに法的に紛争化している案件が目立った。この点は、「なんでも相談会」であるとはいえ、弁護士に

対する相談であることが来場者に意識されていたことの現れであるといえるし、法的手続に至りながらもなおも（代理人以外の）弁護士の助言を求める方がいることは、私たちの日常職務において依頼者の満足が得られているかを振り返る機会となる結果でもあった。

また、DV被害に関する相談も一定数（16.7%）存在した。本相談会では、シェルターへの保護など緊急対応を要する被害案件までは存在しなかったが、関係機関への相談を促す助言等を行った。特に、夫の言葉や態度による暴力等のモラルハラスメントが女性の心身に与える影響の深刻さが表れていた（例えば、夫の言葉によるDVが日常的に存在するが、子がいることや生活上の不安から、すぐには別居や離婚を決断することができないなど）。なお、親や子からの暴言やモラルハラスメントの被害を訴える相談者もいた。

半数を占める「その他」に関しては、離婚やDV以外の様々な家庭内の悩みが含まれ、夫のみならず、親や子、兄弟など、主に同居の家族の問題や、不和に関するものがあった。前述2(2)ア「その他」の「生活に関する相談」や「子育てに関する相談」にて紹介した案件を、ここにもカウントしているものもある。



ウ 労働問題（n = 23）

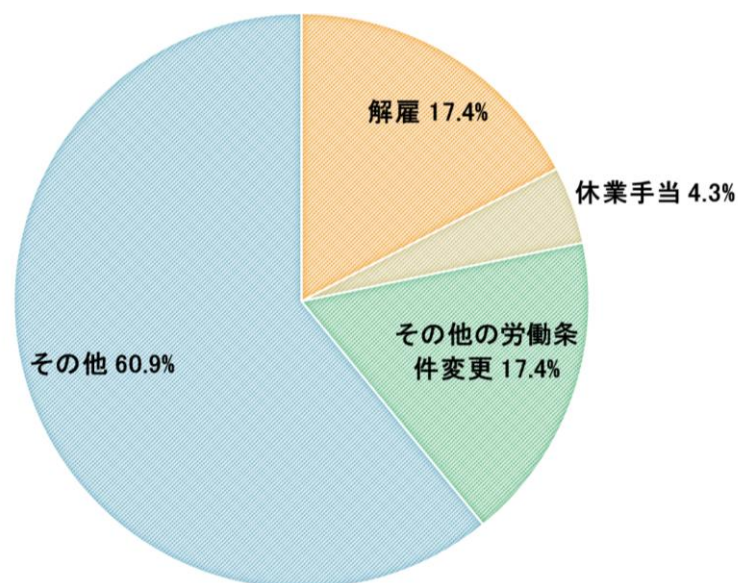
「労働問題」に関しても、相談票に設けた細項目には必ずしも分類しきれず、就労環境や仕事のやりがい等に関する悩みを持つ相談が大半を占めた。職

場の労働条件やその変更等待遇の問題、職場内での嫌がらせや上司・先輩社員のパワハラ、現在の仕事をうまくやっていると悩むなどである。

何件か寄せられた解雇案件（派遣切りを含む）についても、不当解雇を争い職場復帰を求める相談もあったものの、むしろ、それよりは、収入、生活の安定を望んで転職を希望するものの、職探しに苦労し、再就職が叶わないという悩みが多かった。

また、解雇以外の労働条件やその変更等、職場環境に関する悩みも同様の傾向であった。このうち、労働条件の変更とは、減給に限られず、仕事量の減少、試用期間中の労働条件（日数や場所）の変更、出向命令の内容などという問題であり、退職勧奨の一環であることが疑われたり、また、相談者自身が解雇や退職勧奨を恐れているため声を上げられないという悩みを抱えていたりするものであって、これが収入不安や生活不安を招いていた。

なお、このような労働者の就労環境の悪化については、使用者自身がコロナ禍が理由であることを明言するもの、労働者である相談者がそのように感じているもの、相談内容からはその原因は必ずしも明らかではないが業績悪化の事実が生じているものなど、コロナ禍をきっかけとすると思われる案件が多かった。



(3) 特徴的な相談事例

ア ずっと1年契約で働いてきて無期転換を目指したが、その前に雇止めの通告を受けた。いまだに仕事が見つからない。

イ コロナ禍のため仕事が激減した。勤務シフトが確定していないという理由で休業補償を払ってもらえない。正社員になりたい。コロナのせいで仕

事が激減して不安定になってしまい、どこから手を付ければよいのかわからなくなって相談に来た。利用できそうな制度やセーフティネットがあれば教えてほしい。

ウ 40代。昨年からのコロナ禍の影響で、収入が年収で150万円も減った。緊急小口資金の申請をしたい。

エ 50代。コロナの影響で夫が在宅勤務となり、夫が家にいる時間が増えて、夫と同居していることに耐えられなくなった。子供が成人したら離婚したい。DVはないが、会話がなく、また、夫は全く家事をしてくれない。

オ 40代。子供たちに対する夫の暴力が悪化。物を投げたり、学費を払わないと宣言したりする。昨年失業して以来、夫の精神が不安定で悪化した。夫と別れて子供たちと一緒に暮らしたいが、方法がわからないので相談。

カ 緊急事態宣言のため勤務先の店舗の経営が厳しくなって閉店となり、今年失業。退職理由を自己都合にされたので、失業保険がすぐにももらえない。幼い子供と生活が不安である。

3 相談者が本女性相談会を知った経緯 (n = 111)

相談者が本無料相談を知った経緯は、次表に記載のとおりである。

チラシ	4.5%	チラシ	4.5%
二弁	14.4%	ホームページ	0.9%
		Twitter	13.5%
		その他の SNS	0.0%
		その他	0.0%
実行委員会	18.0%	Twitter	16.2%
		その他の SNS	0.0%
		その他	1.8%
自治体	0.9%	窓口	0.9%
		広報誌	0.0%
		SNS	0.0%
マスメディア	8.1%	TV	0.0%
		ラジオ	0.0%
		新聞	6.3%

		Web ニュース	1.8%
その他の SNS	9.9%	Twitter	8.1%
		Facebook	0.0%
		その他	1.8%
親族・知人・勤務先	13.5%	親族・知人・勤務先	13.5%
労働局・労基署	0.0%	労働局・労基署	0.0%
他土業	0.0%	他土業	0.0%
その他	5.4%	その他	5.4%
経緯不明	25.2%	経緯不明	25.2%

以上